

松原ひかり幼稚園「母の会」規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会を松原ひかり幼稚園「母の会」(PTA)という。

第2条 この会の事務局を松原ひかり幼稚園に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と幼稚園における子どもの幸福な成長をはかることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。

1. よい父母、よい教職員となるよう務める。
2. 家庭と、幼稚園の緊密な連絡によって子どもを育成する。
3. 子どもの生活環境をよくする。
4. その他、必要と認める事項(園からの申し出により行事活動に参加する)

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針によって活動する。

1. 子どもの教育、福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、自らの営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 幼稚園教育活動、地域との交流活動に協力する。

第4章 会員

第6条 この会の会員は、つぎのとおりである。

1. 在園児の父母またはこれに代わる者。
2. 松原ひかり幼稚園に勤務する教職員。

第7条 この会の会費は、子ども一人当たり月額440円で運営する。

第8条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5章 会計

第9条 この会の活動に要する経費は、会費によって支弁される。

第10条 この会の会計は、「母の会」総会(以下総会と略す)において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 この会につきの役員をおく。

1. 会長 2名
2. 副会長 1名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 会計監査 1名

第14条 役員は、総会において承認する。

第15条 役員の任期は、一年とする。
但し、再選はさしつかえない。

第7章 役員の任務

第16条 会長はつぎの職務を行う。

1. 本会を代表し、会務を総括する。
2. 総会を招集する。
3. 「役員、会計監査候補者指名委員会」の初回の招集をする。
4. 地域諸団体との連携を図る。
5. その他適当と認められる事項。

第17条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第18条 会計はつぎの職務を行う。

1. 総会が決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
2. 会計監査を経た会計報告を行う。
3. この会の財産の管理をする。

第19条 会計監査はつぎの職務を行う。

1. 会計によって処理された会計を、監査をする。

第20条 書記はつぎの職務を行う。

1. 総会議事ならびにこの会の活動に関する重要な事項を記録する。
2. 記録、通信、文書その他を保管する。
3. その他、会の庶務を行う。

第8章 会計監査

第21条 この会の経理を監査するために1名の監査をおく。

第22条 会計監査は、総会において選出される。

第23条 会計監査は、必要に応じて臨時会計監査を行う事が出来る。

第24条 会計監査の任期は一年とする。再選はさしつかえない。

第9章 総会

第25条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決定機関である。

第26条 総会は、定期総会・臨時総会とする。定期総会は、原則として年度初めと、年度末に開く。臨時総会は、運営委員が必要と認めたときに、または、会員の1/10以上の要求があったときに開催する。

第27条 総会は会員の1/5以上出席しなければ議事を開き、決議することができない。

第28条 総会の議事は出席者の過半数で決める。

第10章 役員会

第29条 役員会は、役員、園長、及び教職員の代表、臨時委員会のあるときはその委員長をもって構成され、その任務はつぎのとおりとする。

1. 事業計画を審議、決定する。
2. 総会に提出する議案を審議作成する。
3. 年度予算案をつくり、健全な財政の運営につとめる。
4. 総会より委任された事務を処理する。
5. 必要により臨時委員会を設置する。
6. 予算を立案する。

第30条 役員会は原則として毎学期1回開催する。ただし、会長が必要とみとめたとき、または委員の半数以上の要求があったときは臨時に開く事が出来る。

1. 会員は役員会を傍聴することができる。
2. 役員会は、全会員に書面で報告する。

第31条 役員会の定足数は、過半数とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第11章 細則

第32条 この会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しないかぎり、役員会の決議を経て定める。

第33条 役員会は、細則を制定または改廃した場合はその結果を次期総会に報告しなければならない。

第12章 改正

第34条 この規約は総会において出席者の2/3以上の賛成が無ければ改正することが出来ない。但し、改正案はまえもって会員に知らせておくものとする。

第13章 付則

第35条 この規約は、2022年 4月 1日より実施する。